

您好 神奈川

日本神奈川県

かながわ
こんにちは神奈川

2010年 夏秋季刊 第1号 (第19期)

こんにちは神奈川

検索

【URL】 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/tagengo/hello_kanagawa_chi.html

— 「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—

— “您好神奈川”は神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

子ども手当を支給します 支給子女补贴

2010年4月分からお住まいの市町村より子ども手当が支給されます。

●支給対象：中学校修了までの子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）

●支給金額：一人につき月額1万3千円

●支給月：6月、10月、2月

●申請が必要な方：2010年4月1日現在、所得制限で児童手当の支給を受けていなかった方と、新中学2・3年生を養育している方など

※今年度は経過措置として9月30日までに申請すれば4月分から遡って支給されます。

●申請が不要な方：2010年3月31日現在、児童手当を受給していた方

支給要件など詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

【日本語での問い合わせ】

お住まいの市区町村の子ども手当を担当する窓口

県子ども家庭課 TEL：045-210-4674

从2010年4月份开始，由所住住处的市町村支给子女补贴。

●支給対象：初中毕业前的儿童（满15岁后最初的3月31日为止）

●支給金額：每人月額1万3千日元

●支給月：6月、10月、2月

●需要申请者：2010年4月1日因所得限制未享受儿童补贴者以及抚养初中新2、3年级学生者等

※今年度作为过渡措施，如在9月30日以前进行申请，即可追溯到4月份予以支给。

●不需要申请者：2010年3月31日正在接受儿童补贴者有关支给要件等具体情况，请向所在住处的市区町村询问。

【日语问讯处】

所在住处的市区町村子女补贴担当窗口

县儿童家庭课 电话：045-210-4674

食品等輸入事務所等の届出についてのお知らせ 有关食品等进口事务所等登记的通知

「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」により、食品等（食品、添加物、器具、容器包装）を輸入する事業者のみなさんは、事務所・事業所の届出が必要です。県民のみなさんの食品による健康被害の発生を防ぐためです。

食品等を輸入する事業者のみなさんは、県内の事務所・事業所 所で食品等を輸入した場合、最初の輸入許可等を受けた日から15日以内に、届出をお願いします。

●届出先

横浜市内：区福祉保健センター及び中央卸売市場

(本場・南部市場) 食品衛生検査所

川崎市内：保健福祉センター

相模原市、藤沢市、横須賀市：市保健所

その他：県保健福祉事務所

【日本語での問い合わせ】

県食品衛生課 TEL：045-210-4940

根据“神奈川県食品安全、安心的确保推进条例”，进口食品等（食品、添加剂、餐具等器具、容器包装）的企业，需要进行事务所、事业所的登记。这是为了防止广大县民因食品发生健康受害的情况。

进口食品等企业的人们，在由县内事务所、事业所进口食品等时，请在接受最初的进口许可等之日起15天以内，办理登记。

●登记处

横浜市内：区福利保健中心及中央批发市场

(本場・南部市场) 食品卫生检查所

川崎市内：保健福利中心

相模原市、藤泽市、横须贺市：市保健所

其他：县保健福利事务所

【日语问讯处】

县食品卫生课 电话：045-210-4940

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。

中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

がいこくせきけんみんそうだんまどぐち あんない
外国籍県民相談窓口のご案内
外籍县民咨询窗口介绍

- **相談対応時間**
いっばんそうだん
 (一般相談) 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:15 (受付は 16:00 まで)
ほうりつそうだん
 (法律相談) 13:30 ~ 16:30 (受付は 16:00 まで)
- **相談窓口の電話番号と実施場所・曜日**

- **咨询受理时间：**
 (一般咨询) 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:15 (受理至 16:00 为止)
 (法律咨询) 13:30 ~ 16:30 (受理至 16:00 为止)
- **咨询窗口的电话号码与实施地点、日期**

语言	电话号码	实施地点	日期
英語	045-324-2299	横浜	(一般咨询) 第 1、3、5 星期二 (法律咨询) 第 3 星期二
	044-549-0047	川崎	(一般咨询) 第 2、4 星期一
汉语	045-321-1339	横浜	(一般咨询) 星期四、第 4 星期二 (法律咨询) 第 4 星期四
韩朝语	045-321-1994	横浜	(一般咨询) 第 1、3、5 星期一
西班牙语	045-312-7555	横浜	(一般咨询) 星期五 (法律咨询) 第 1 星期五
	046-221-5774	厚木	(一般咨询) 星期一 (法律咨询) 第 3 星期四
葡萄牙语	045-322-1444	横浜	(一般咨询) 星期三 (法律咨询) 第 2 星期三
	046-221-5774	厚木	(一般咨询) 星期二 (法律咨询) 第 4 星期五
他加禄语	044-549-0047	川崎	(一般咨询) 第 2、4 星期一
泰语	044-549-0047	川崎	(一般咨询) 第 1、3、5 星期一
日语 (有口译)	046-223-0709	厚木	(印度支那难民定居咨询) 星期三

横浜：神奈川県民中心县民之声・
 咨询室
 (横浜市神奈川区鹤屋町 2-24-2)

川崎：川崎县民中心县民之声・
 咨询室
 (川崎市幸区堀川町 580 索利特
 广场 (Solid Square) 东馆 2 层)

厚木：县央地区县政综合中心县
 民之声・咨询室
 (厚木市水引 2-3-1)

【問い合わせ先】
 県国際課 TEL：045-210-3748

【问讯处】
 县国际课 电话：045-210-3748

あーすフェスタかながわ 2010 のお知らせ
神奈川地球节 2010 的通知

「あーすフェスタかながわ」は「みんなで育てる多文化共生」
 をテーマとしたお祭です。入場は無料です。お友達やご家族と
 一緒にぜひ来てください。

- **開催日程**：2010 年 9 月 11 日 (土)、12 日 (日)
- **開催場所**：地球市民かながわプラザ、横浜市 栄 区 民 文 化 セ
 ンター (JR 根岸線「本郷台」駅より徒歩 3 分)
- **開催内容 (予定)**：世界の料理が味わえる屋台村、民族音楽 &
 舞踊ステージ、体験しながら楽しく多文化共生について学べ
 るワークショップ等

【日本語での問い合わせ】
 あーすフェスタかながわ 2010 実行委員会事務局
 県国際課 TEL：045-210-3748
 財団法人かながわ国際交流財団 TEL：045-896-2964

“神奈川地球节”是以“以大家培育多文化共生”为主题，
 促进各国朋友相互交流的活动。入场免费。请带朋友和家人一
 起前来。

- **举办日程**：2010 年 9 月 11 日 (星期六)、12 日 (星期日)
- **举办地点**：地球市民神奈川广场、横浜市 栄 区 民 文 化 中 心
 (从 JR 根岸线“本郷台”站步行 3 分钟)
- **举办内容 (预定)**：可以品尝世界餐饮的“屋台村”、民族
 音乐和舞蹈舞台、可以一边体验一边学习多文化共生的创作
 室等

【日语问讯处】
 神奈川地球节 2010 実行委員会事務局
 县国际课 电话：045-210-3748
 财団法人神奈川国际交流财团 电话：045-896-2964

* 日本語以外での問い合わせは、**県外国籍県民相談窓口**へ。
 中国語：045-321-1339 木・第 4 火曜日 9 時～16 時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口
 汉语：045-321-1339 星期四、第 4 星期二 9 时～16 时

がつついたち 10月1日 国勢調査にご協力をお願いします
10月1日 请就人口普查(国势调查) 赐予协助

●今年(ことし)は国勢調査(こくせいちょうさ)の年(とし)です

10月1日(がつついたち)、全国(ぜんこく)いっせいに国勢調査(こくせいちょうさ)を行います。今回(こんかい)で19回目(かいめ)になります。

国勢調査(こくせいちょうさ)は、日本(にほん)の人口(じんこう)、世帯(せたい)、就業者(しゅうぎょうしゃ)からみた産業構造(さんぎょうこうぞう)などの状況(じょうきょう)を地域別(ちいきべつ)に明らかにするために(おこな)行われる(おこな)ものです。国(くに)の最も重要(もっとじゅうよう)な統計調査(とうけいちょうさ)です。特に、今回は、我が国(わがくに)が本格的(ほんかくてき)な人口減少社会(じんこうげんしょうしゃかい)となって実施(じっし)する最初(さいしょ)の国勢調査(こくせいちょうさ)であり、日本(にほん)の未来(みらい)を考える(かんが)ために(か)欠くこと(か)のできない重要(じゅうよう)な調査(ちょうさ)です。

●私たちの暮らし(わたくし)に役立(やくだ)てられます

調査(ちょうさ)の結果(けっか)は、高齢者(こうれいしゃ)の介護(かいご)・医療(いりょう)・若者(わかもの)の雇用対策(こようたいさく)、児童福祉(じどうふくし)、地域の活性化(ちいきかっせいか)など、私たちの暮らし(わたくし)のさまざまな分野(ぶんや)で役立(やくだ)てられる基礎データ(きそ)になります。

●調査(ちょうさ)について

方法(ほうほう)：9月下旬(がつげじゅん)より調査員(ちょうさいん)が各世帯(かくせたい)を訪問(ほうもん)して、調査票(ちょうさひょう)を配布(はいふ)します。

※ 調査票(ちょうさひょう)の記入(きにゅう)のしかたの中国語版(ちゅうごくごばん)も配布(はいふ)します。

内容(ないよう)：男女(だんじょ)の別(べつ)、出生(しゅっせい)の年月(ねんげつ)、就業(しゅうぎょう)状態(じょうたい)、従業地(じゅうぎょうち)または通学地(つうがくち)、住居(じゅうきょ)の種類(しゅるい)など、全(ぜん)20項目(こうもく)

対象(たいしょう)：10月1日(がつついたち)現在(げんざい)、日本(にほん)に住(す)んでいる人(ひと)(外国人(がいこくじん)も含(ふく)む)で、

①すでに3ヶ月(げつ)以上(いじょう)住(す)んでいる人(ひと) ②まだ3ヶ月(げつ)にならないが、

3ヶ月(げつ)以上(いじょう)にわた(わた)ってすむこと(こと)になっている人(ひと)

回収方法(かいしゅうほうほう)：調査票(ちょうさひょう)を封筒(ふうとう)に入れ(いれ)、封(ふう)をして、後日(ごじつ)再び訪問(ほうもん)する

調査員(ちょうさいん)に渡(わた)すか、市区町村(しやくちやうそん)に郵送(ゆうそう)する

記入(きにゅう)された内容(ないよう)は、統計法(とうけいほう)によって厳(きび)しく管理(かんり)されます。統計(とうけい)以外の目的(いがいのもくてき)で使用(しりょう)されること(こと)はありません。

●今年(ことし)は人口普査(こくせいちょうさ)の年(とし)です

10月1日(がつついたち)、日本(にほん)全国(ぜんこく)将(まさ)に一齐(いっせい)进行(しんじ)第19次(だいじゅうきゅうじ)人口普査(じんこうふくさ)。

所谓(すいすい)人口普査(じんこうふくさ)、是根据(に)日本(にほん)国内(こく内)各(かく)地区(ちく)の人口(じんこう)、家庭(かてい)、就業者(しゅうぎょうしゃ)观察(くわんさつ)产业结构(さんぎょうこうぞう)等(とう)状况(じょうきょう)、这是(これは)日本(にほん)最(さい)重要(じゅうよう)的(てき)统计调查(とうけいちょうさ)。特别(とくべつ)这次(こゝろ)正是(まさ)日本(にほん)成为(な)人口减少社会(じんこうげんしょうしゃかい)而实施(じっし)的(てき)最初(さいしょ)的人口普査(じんこうふくさ)、为(ため)了(ため)日本(にほん)的(てき)未来(みらい)、这是(これは)不可(ふく)缺(けつ)少(せう)的(てき)重要(じゅうよう)调查(ちょうさ)。

●有利于(ゆうりやく)我们的(わたくし)生活(せいかつ)

人口普査(じんこうふくさ)的结果(けっか)、将(まさ)作为(たして)基础数据(きそたうじ)、广泛(くわんげん)用于(よう)于(に)高龄者(こうれいしゃ)看护(かんご)、医疗(いりょう)、年轻人(せいねん)的(てき)雇用对策(こようたいさく)、儿童福利(じどうふくし)、地区活性化(ちくちかっせいか)等(とう)、对于(たして)我们(わたくし)生活(せいかつ)的(てき)各个(かく)领域(りやう)发挥(はたら)重要(じゅうよう)作用(さくよう)。

●有关(ゆうかん)普査(ふくさ)

方法(ほうほう)：从(か)9月(がつ)下旬(げじゅん)开始(かいし)、调查员(ちょうさいん)将(まさ)走访(しんぽう)各个(かく)家庭(かてい)、分发(ぶんぱ)调查票(ちょうさひょう)。

※ 同时(どうじ)分发(ぶんぱ)调查票(ちょうさひょう)填写方法(ていぎ)的(てき)中文(ちゅうぶん)版(ばん)。

内容(ないよう)：有(あ)男女(だんじょ)类别(れいべい)、出生(しゅっせい)年月(ねんげつ)、就业(しゅうぎょう)状态(じょうたい)、工作(こうさく)或(ま)上学(じやうがく)地点(ていけん)、住居(じゅうきょ)种类(しゅるい)等(とう)20个项目(こうもく)

对象(たいしょう)：10月1日(がつついたち)在(に)日本(にほん)居住(きゅうじゆ)的(てき)人(ひと)(包括(くわいふく)外国人(がいこくじん))、①已经(いじやう)居住(きゅうじゆ)3个月(げつ)以上(いじょう)者(しや) ②未(ま)满(まん)3个月(げつ)、但(た)预(よ)定(てい)居住(きゅうじゆ)3个月(げつ)以上(いじょう)者(しや)

回收方法(かいしゅうほうほう)：将(まさ)调查票(ちょうさひょう)放入(ははい)信封(しんぷう)、封口(ふうこう)、待(まち)日(にち)后(ご)调查员(ちょうさいん)再(また)次(じ)访问(ほうもん)时(とき)面(めん)交(こう)、也(ま)可(か)向(むか)市(し)区(く)町(ちやう)村(そん)邮(ゆう)寄(しよ)。

填写(ていぎ)的(てき)内容(ないよう)、将(まさ)根据(に)统计法(とうけいほう)严格(げんげつ)进行(しんじ)管理(かんり)。不(ふ)会(わ)用于(よう)于(に)统计(とうけい)以(い)外(がい)的(てき)目的(もくてき)。



【日本語(にほんご)での問い合わせ(とあ)せ】

県統計センター TEL: 045-210-3230

【日语(にほんご)问讯(もんしん)处(ちよ)】

县统计中心 电话: 045-210-3230

* 日本語(にほんご)以外(いがい)での問い合わせ(とあ)せは、県(けん)外(がい)国(こく)籍(せき)県(けん)民(みん)相(さう)談(だん)窓(まど)口(ぐち)へ。

中国語(ちゅうごくご)：045-321-1339 木(もく)・第(だい)4火(か)曜(やう)日(にち) 9時(じ)～16時(じ)

【日语(にほんご)以外(いがい)的(てき)问讯(もんしん)处(ちよ)】 县(けん)外(がい)籍(せき)县(けん)民(みん)咨(そ)询(しん)窗(まど)口(ぐち)

汉语(はんご)：045-321-1339 星(せい)期(き)四(し)、第(だい)4星(せい)期(き)二(に) 9时(じ)～16时(じ)

県内の海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙できません
县内的海水浴场在吸烟地点以外，禁止吸烟

神奈川県内の海水浴場には、毎年たくさんの方が集まり、大変な賑わいを見せています。混雑した砂浜での喫煙は危険です。また、吸い殻のポイ捨ては砂浜の美観を損なう原因にもなっています。さらに、たばこの煙は周りの人の迷惑になるとともに、健康への影響も心配されています。

そこで、県では、この夏の海水浴シーズンから、「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新しいルールをスタートします。

このルールにより、誰にとっても気持ちの良い、安全できれいで快適なビーチを目指します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【日本語での問い合わせ】

県環境衛生課 TEL：045-210-5811

神奈川県内の海水浴場、毎年吸引了很多玩家，非常热闹。在混杂的沙滩上吸烟很危险。另外，如乱扔烟头等还会影响沙滩的美观。进而，香烟的烟味对周围的人会造成困扰，对健康也有影响。





因此，县里开始实施新的规定：从今年夏天的海水浴季节起，“神奈川海水浴场在吸烟地点以外，禁止吸烟”。

本规定是为了建设所有人都感到身心舒畅、安全、清洁、舒适的海滩。请大家给予理解与合作。

【日语问讯处】

县环境卫生课 电话：045-210-5811

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づく表示について
根据“神奈川県公共设施防止被动吸烟条例”的标示

 <p>禁煙 NO SMOKING 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づく禁煙の表示</p>	 <p>分煙 PARTIAL RESTRICTION OF SMOKING 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づく分煙の表示</p>	 <p>喫煙区域 SMOKING AREA 受動喫煙防止のため、未成年者は立入りできません。 Minors may not enter this area to prevent exposure to secondhand smoke 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づく喫煙区域の表示</p>	 <p>喫煙所 SMOKING SECTION 受動喫煙防止のため、未成年者は立入りできません。 Minors may not enter this area to prevent exposure to secondhand smoke 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づく喫煙所の表示</p>
<p>① 禁煙...禁煙の施設</p> <p>根据“神奈川県公共设施防止被动吸烟条例”的禁烟标示</p>	<p>② 分煙...分煙の施設</p> <p>根据“神奈川県公共设施防止被动吸烟条例”的分烟标示</p>	<p>③ 吸烟区...可以一边吸烟一边享受设施的服务。未成年人不得入内（工作人员除外）</p> <p>根据“神奈川県公共设施防止被动吸烟条例”的吸烟区标示</p>	<p>④ 吸烟场所...为了吸烟设置的场所。未成年人不得入内（工作人员除外）</p> <p>根据“神奈川県公共设施防止被动吸烟条例”的吸烟场所标示</p>

【日本語での問い合わせ】

県たばこ対策課 TEL：045-210-5015、5025

【日语问讯处】

县香烟对策课 电话：045-210-5015、5025

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口
汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

次号（冬号）は、2010年11月に発行予定です。
【編集・発行】神奈川県国際課 TEL：045-210-3748

下一期（冬季刊）预定于2010年11月发行。
【编辑・发行】神奈川県国際課 电话：045-210-3748

* 県へのご意見・ご要望をお持ちしています。

* 对县里的意见与希望请与下列部门联系。

郵送：〒231-8588 県国際課あて

郵寄：〒231-8588 神奈川県国際課

FAX：045-212-2753

传真：045-212-2753